

茨城町国民健康保険に加入している方へ

高額な医療費がかかるとき(高額療養費・限度額適用認定証)

高額な医療費を支払ったとき

■高額療養費について

同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、高額療養費として払い戻される制度です。

高額療養費の支給対象となる方には、病院受診の約3か月後に高額療養費支給申請書および請求書を送付します。

※高額療養費は、初回のみ申請いただければ、次回以降の申請が手続不要となり、登録した口座へ自動的に振込いたします。

病院窓口での支払いを自己負担限度額までにしたいとき

入院や日帰りの手術など医療費が高額になることが分かっているとき、医療機関での支払いを自己負担限度額まで抑えることができます。

■マイナ保険証をお持ちの場合

オンライン資格確認が導入されている医療機関や調剤薬局でマイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

ただし、次の方は限度額適用認定証等の申請手続きが必要です。

- ・オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関等にかかる場合
- ・住民税非課税世帯で、申請月以前の12か月に90日を超える長期入院をされており、食事療養費が減額になる場合

高額療養費・自己負担限度額に関する町ホームページはこちら



■「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を使用する場合

保険課への事前の申請が必要です。なお、70歳以上75歳未満の方のうち、所得区分が一般または現役並み所得者Ⅲの方は、申請は不要です。

限度額適用認定証等の対象者

- ・70歳未満の方
 - ・70歳以上75歳未満で所得区分が現役並み所得者Ⅰ・Ⅱまたは低所得者Ⅰ・Ⅱ（住民税非課税世帯）の方
- ※自己負担限度額の区分については、町ホームページまたは窓口で配布しているパンフレットをご覧ください。

■申請に必要なもの

- ・来庁する方の本人確認書類（運転免許証等）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード（世帯主と認定証が必要な方の分）
- ・世帯主からの委任状（別世帯の方が来庁される場合）

■申請場所

保険課（1階4番窓口）

※郵送もしくは電子申請が可能です。



←電子申請はこちら

安い！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113（直通）

■注意事項

- ・国民健康保険税に滞納がある方には、交付できません。
- ・住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」になります。

10年に1度の機会です！

歯周病検診を受けましょう

歯周病は、歯がぬけ落ちてしまうだけでなく、脳卒中や糖尿病など全身に悪影響を及ぼす病気です。また、自覚症状がないことから、まずは、定期的に検診を受けて、ご自身の歯の状態を把握していただくことが重要です。

若年層の歯周病が増加しています。

- ▶対象者 令和7年度に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳を迎える方（むし歯や歯周病等の歯科疾患治療中の方は、対象になりません）
- ▶検査内容 問診、口腔内診査、検診結果の判定
- ▶個人負担金 無料（検診結果に基づく治療を行う場合は保険診療扱いになります）
- ▶受診までの流れ
 - 1 協力歯科医院に予約する
 - 2 受診券※（対象者には6月に送付済）、マイナ保険証を持参し、受診する※紛失または転入によりお手元ない方は健康増進課までお問い合わせください。
- ▶受診期限 令和8年2月28日(土)まで（1回限り）
- ▶協力歯科医院（順不同）
 - ・有波歯科医院 ☎ 029-293-8460
 - ・たかつち歯科医院 ☎ 029-292-8717
 - ・水戸ライフ歯科クリニック ☎ 029-246-6868



【問合せ先】健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通）

再掲

後期高齢者を対象とした無料の歯科健康診査を実施しています！

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施しています。対象の方でまだ受診されていない方は、この機会にぜひ受診しましょう！

対象者には、8月下旬に健診の案内を送付しています（長期入院・施設等の入所者は除きます）。

○対象者

茨城県の後期高齢者医療制度の被保険者で、前年度に75歳・80歳・85歳の誕生日を迎えた以下の生年月日の方

- ① 昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生まれの方
- ② 昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方
- ③ 昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれの方

○実施期間

9月1日(月)～12月31日(水)（歯科医療機関の休診日は除きます）

○健診内容

- ①問診
- ②歯の状態
- ③咬合^{こうごう}状態
- ④口腔衛生の状態
- ⑤口腔乾燥の状態
- ⑥歯周組織・粘膜の状況
- ⑦口腔機能評価
- ⑧呼吸の異常
- ⑨指輪っかテスト
- ⑩反復唾液^{えんげつ}嚥下^{えんげ}テスト
- ⑪舌・口唇機能評価（オーラルディアドコキネシス）
- ⑫事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）等

※入れ歯の方も受診できます。

○受診場所

健診の案内に同封の『実施歯科医療機関一覧』に記載のある歯科医療機関

○受診方法

- ①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
- ②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日にマイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）または資格確認書、受診券、受診票、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

【問合せ先】茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業係 ☎ 029-309-1212

